

令和7年度次世代産業(ヘルスケア)事業化支援プラットフォーム等運営業務 提案競技 実施要領

1 目的

島根県内のヘルスケアビジネス事業者に対する、“新規参入”“事業拡大”“販路拡大”に資する広報支援・情報の提供、および県内外の関連企業との交流の場の提供を目的とする。

本提案競技は、上記の目的を踏まえた効果的な業務の実施を目指して、委託すべき業者を選定するために実施する。

2 企画提案競技の対象とする業務

- (1) 委託業務名 令和7年度次世代産業(ヘルスケア)事業化支援プラットフォーム等運営業務
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度次世代産業(ヘルスケア)事業化支援プラットフォーム等運営業務提案競技仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和8年3月10日まで
- (4) 委託料上限額 1,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

- (1) 単独の法人、もしくは、複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 次の各号を満たす者であること。
 - ① 参加する単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員が、国や地方自治体との間で類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があつた後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ④ 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有している者にあっては、島根県税の滞納(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
 - ⑦ 複数のコンソーシアム構成員として重複参加する者でないこと。また、コンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加する者でないこと。
 - ⑧ 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ⑨ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4 スケジュール

(1) 公告	令和7年2月7日(金)
(2) 質問票 提出期限	令和7年2月19日(水)正午(必着)
(3) 提案競技 参加表明書等一式 提出期限	令和7年2月26日(水)正午(必着)
(4) 企画提案書等一式 提出期限	令和7年3月6日(木)正午(必着)
(5) 審査委員会	令和7年3月18日(火)

5 企画提案競技への参加申込

参加を希望する者は、下記6の書類を紙及び電子の両媒体により提出すること。
なお、企画提案は、1提案者につき1件とする。

6 提出を求める書類

- (1) 提案競技参加資格表明に係る申請(参加資格確認)

- ① 提出書類 各1部、各証明書は発行後3ヶ月以内のものの原本又は写し
- (ア) 提案競技 参加表明書(様式3)
 - (イ) 誓約書(様式4)
 - (ウ) 口座振替申出書(様式6)
 - (エ) 法人登記簿謄本
- (オ) 島根県内に事業所を有する者は県税に係る納税証明書又は納税の義務がない旨の証明
- (カ) 島根県内に事業所を有しない者(島根県に納税義務のない者)は、主たる事務所が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書又は納税の義務がない旨の証明書
- (キ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書又は納税の義務がない旨の証明書
- (ク) コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し
- (ケ) 会社概要書(任意様式:名称・所在地・設立年月日・資本金・従業員数等の組織概要、主な事業所を含む組織体制、沿革等がわかるもの)
- (コ) 直近3期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)
- ② 提出期限 令和7年2月26日(水)正午(必着)
- ③ 提出方法
- ・ 紙及び電子の両媒体を期限までに提出すること。
 - ・ 紙媒体については、受取確認が可能な郵便や民間事業者による信書便等による送付、または下記提出先へ持参すること。
 - ・ 電子媒体を電子メールにより提出する場合は、送信後に電話で着信確認を行うこと。

- ④ 提出先 下記12と同じ
- ⑤ 参加資格審査結果通知

すべての参加意思表示者に対して、令和7年3月3日(月)までに通知する。

(2) 企画提案書等の提出

- ① 提出書類

- (ア) 企画提案申請書(様式5) 1部
- (イ) 企画提案書(任意様式) 10部(正本1部、副本9部)
 - ・ 規格は日本産業規格のA4判(A3版による折り込み可)、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め10ページ以内とし、左綴じ、2穴開け、一部ずつダブルクリップ等で束ねた状態(ホッチキス止め及びファイリングは不要)とすること。
 - ・ 副本については、匿名(名称・ロゴ等により企画提案者が特定されない形式)で作成すること。
- (ウ) 見積書(任意様式) 10部(正本1部、副本9部)
 - ・ 課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、消費税を外税表記とすること。
 - ・ 記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるものではなく、積算根拠が分かる内訳書を添付し、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
 - ・ 副本については、匿名(名称・ロゴ等により企画提案者が特定されない形式)で作成すること。

- ② 提出期限 令和7年3月6日(木)正午(必着)

- ③ 提出方法 6(1)③と同じ

- ④ 提出先 下記12と同じ

7 審査委員会の実施

提案者から提出される企画提案資料による書類審査により、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

なお、提案者が多数の場合は、選定委員会において書面による事前審査を行うことがある。

(1) 日時

令和7年3月18日(火)午後

(2) 評価基準

以下の項目等により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

- ① 的確性

- ・ 業務目的を達成するために具体的かつ効果的なアプローチが採られているか。

- ② 企画性(比重配点×2)

- ・ 業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。

- ③ 専門性(比重配点×2)

- ・ ヘルスケア産業振興、企業支援に関する知識、経験等を有しているか。
 - ・ プラットフォーム運営、各種セミナー開催にあたって十分な能力や経験を有している

か。

④ 計画性

- ・ 業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。

⑤ 経済性

- ⑥ 業務の実施について十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。また、本県への業務負担が少ない提案となっているか。

⑦ その他

しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)、しまね女性の活躍応援企業については、認定状況に応じて加点する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、選定後速やかに参加者に通知し、選定審査の経緯については、公表しない。また、選定審査結果に対しての異議は受け付けない。

8 質問及び回答

(1) 受付期限 令和7年2月19日(水)正午(必着)

(2) 提出方法 様式2の質問票を用いて電子メールにて提出する。なお、送信後に電話で着信確認を行うこと。

(3) 提出先 下記12

(4) 回答 質問に対する回答は、令和7年2月21日(金)までに、島根県産業振興課ホームページに掲載する。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があつたとき。

(4) 提案者が当該企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかつたとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した委託候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、契約条件を協議のうえ、随意契約を行う。

(2) 契約金額等

委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、採択された企画提案に基づき、県と委託候補者とが協議し、委託内容、仕様等を決定する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。
ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 契約情報の公開

契約締結後、契約に係る情報(契約の名称、契約費、契約の相手先の名称及び所在地、契約金額 等)を島根県のホームページに掲載する。

11 その他の留意事項

- (1) 本公募は、令和7年度の島根県当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じるものである。県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合は、契約の一部又は全部を締結しないことがある。また、契約締結の時期は令和7年4月1日以降とする。
- (2) 本要領に基づき提出された書類は他の目的には使用しない。また、事業終了後においても一切返却しない。
- (3) 原則、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事前に島根県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務における会議、意見交換、委託者から受領又は閲覧した資料の内容等、双方で秘密情報として管理することとした情報については島根県の許可なしに第三者へ無断で開示(提供)してはならない。
- (5) 成果物の著作権は、委託料の支払いが完了し、業務実施完了報告を受けたときをもって島根県に譲渡されるものとする。
- (6) 企画提案に要する費用は、基本的に提案者負担とするが、本要領に定める所定の要件に合致した適正な提案書を作成し提出した法人に対しては、企画提案に係る経費を、1提案あたり20,000 円(消費税等含む)支給する。支給は、単独の法人はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して行うが、本業務の契約相手方及び審査により参加資格を認められなかった者に対しては支給しない。

12 提出・問い合わせ先

島根県商工労働部産業振興課 イノベーション推進係 高木、岩田
〒690-8501 島根県松江市殿町1 番地
TEL:0852-22-6395
E-mail: healthcarebiz@pref.shimane.lg.jp